

令和4年第3回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和4年3月28日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時55分
出席委員	教育長 丸 岡 博 委員 松 橋 竹 子 委員 安 田 友 久 委員 荻ノ沢 俊 明 委員 石 岡 れい子
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	学校教育 GL 中 居 勉 学校教育 GSL 十文字 綾紀 社会教育 GL 金 見 靖 子 社会教育 GSL 伊 藤 航
協議に諮問 した 案 件	報告第1号 事務の臨時代理の報告（学校職員の人事異動の内申）について 報告第2号 事務の臨時代理の報告（学校職員の人事異動の内申）について 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町教育委員会事務局職員の人事異動）について 報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町教育委員会会計年度任用職員管理規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について 議案第1号 階上町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第2号 階上町立小中学校共同学校事務室設置運営規程の制定について 議案第3号 階上町立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第4号 階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について 議案第5号 階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について 議案第6号 階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について

- | |
|--|
| 議案第7号 階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第8号 階上町公民館等図書室管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第9号 階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第10号 階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第11号 階上町町民プール管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第12号 階上町グラウンド照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第13号 階上町テニスコート条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第14号 階上町文化財保護条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について |
| 議案第15号 行政手続の押印見直しに伴う関係規則の整備等に関する教育委員会規則の制定について |

丸岡教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回階上町教育委員会会議を開会致します。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 「会期決定の件」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。</p> <p>本委員会の会期は、本日1日と致したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居 GL	<p>それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告（学校職員の人事異動の内申について）ご説明致します。</p> <p>本案は、令和4年4月1日付けで発令する学校職員の人事異動の内申について、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年2月25日付けで臨時に代理したものでございます。資料の2ページ目に書いてあるとおりです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p> <p>(質疑なしの声あり)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、臨時代理した「学校職員の人事異動の内申について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告「学校職員の人事異動の内申について」を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居 GL	<p>それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告（学校職員の人事異動の内申）についてご説明致します。</p> <p>本案は、令和4年4月1日付けで発令する学校職員の人事異動のうち、講師及び臨時事務職員等に関し、緊急を要し教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年3月23日付けで臨時に代理したものでございます。資料の2ページ目に書いてあるとおりです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

丸岡教育長	<p>これより質疑にはいりません。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、臨時代理した「学校職員の人事異動の内申について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第4 報告第3号 専決処分した事項の報告「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは、報告第3号 専決処分第2号「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」ご説明致します。</p> <p>本案は、令和4年3月31日付け及び4月1日付けで発令する階上町教育委員会事務局職員の人事異動に関し、町長からの協議があり、緊急に同意する必要が生じましたが、教育委員会議を招集する時間的余裕がなかったため、令和4年3月24日付けで専決処分したものでございます。資料の2ページ目ですが、建設課より小守主幹が給食センターへ、建設課より地代所指導監が石鉢ふれあい交流館の主幹専門員として、総務課より高橋主事が交流館へ、税務課より鹿糠主事が、村越主事が新採用として教育課へ配属されます。出向として、前田総括主幹が町民生活課生活環境GLへ、十文字主事が産業振興課主査となります。濱浦教育課長が参事に昇任となります。また斉藤主事が退職となります。 説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいりません。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、専決処分した事項の報告「階上町教育委員会事務局職員の人事異動について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第5 報告第4号 専決処分した事項の報告「階上町教育委員会会計年度任用職員管理規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居GL	<p>それでは、報告第4号 専決処分第1号「階上町教育委員会会計年度任用職員管理規程の一部を改正する教育委員会訓令について」ご説明致します。</p> <p>本案は、押印見直しによる様式改正とともに、募集についての字句の修正を行うため、令和4年3月14日付けで専決処分したものでございます。 説明は以上でございます。</p>

丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、専決処分した事項の報告「階上町教育委員会会計年度任用職員管理規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件を終了いたします。</p> <p>日程第 6 議案第 1 号「階上町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件及び関連がございますので、日程第 7 議案第 2 号「階上町立小中学校共同学校事務室設置運営規程の制定について」を一括議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居GL	<p>それでは議案第 1 号「階上町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による共同学校事務室の制度化に伴い、第 19 条の 6 を追加提案するものでございます。</p> <p>そして、議案第 2 号「階上町立小中学校共同学校事務室設置運営規程の制定について」でございます。これまでも学校の事務員さんたちが共同・連携して、効率的・効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図ってまいりました。現在は拠点校を階上中学校とし、階上中の事務さんが総括して進めています。これを具体的に規程に表したものとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号「階上町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」及び議案第 2 号「階上町立小中学校共同学校事務室設置運営規程の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 1 号「階上町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」及び議案第 2 号「階上町立小中学校共同学校事務室設置運営規程の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 8 議案第 3 号「階上町立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>

<p>中居GL</p>	<p>それでは議案第 3 号「階上町立学校医、学校歯科医及び薬剤師に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>まず案件に入る前に、本案以降のほとんどの議案が、「押印見直し」による様式の改正となります。押印見直しにより「申請者の押印を不要」としたもので、これまで「町長殿、教育長殿」などとしていた行政への宛て先について、「町長宛て、教育長宛て」へ改めるものです。</p> <p>本案は、押印見直しによる様式の改正に併せ、所要の改正を行うものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号「階上町立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 3 号「階上町立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 9 議案第 4 号「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>中居GL</p>	<p>それでは議案第 4 号「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、人事院規則等の改正により、国家公務員における介護休暇及び介護時間の取得要件の緩和等が実施されることに準じ、勤務 1 年以上の者とされていた要件を撤廃し、所要の改正を行うものです。また別表下の備考、1 週間の勤務日数が 5 日以上とあるのは 4 日以下でも 29 時間以上を含むものとするものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 号「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を</p>

<p>中居GL</p>	<p>議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 4 号「階上町教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 10 議案第 5 号「階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第 5 号「階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件をご説明致します。 本案は、教職員の事務手続きの簡素化を図るため「職務に専念する義務の免除」の申請について様式の改正を行うものです。 説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 5 号「階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 5 号「階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 11 議案第 6 号「階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>中居GL</p>	<p>それでは議案第 6 号「階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。 本案は、給食費の額と徴収について所要の改正を行うものです。現行では給食費は年額とし、欠食等があれば日割り計算で徴収する旨うたわれておりますが、実際は、1食当たり小学校は280円、中学校は300円として食数を乗じて計算していることから、改正を行うものでございます。 説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか</p>

<p>金見GL</p>	<p>(質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 6 号「階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 6 号「階上町立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 12 議案第 7 号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第 7 号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。 本案は、押印見直しによる様式改正に併せ、所要の改正を行うものでございます。第 8 条は 1 時間を超える延長は認めないとありましたが、その条文は削除いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 7 号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 7 号「階上町公民館規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 13 議案第 8 号「階上町公民館等図書室管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>金見GL</p>	<p>それでは議案第 8 号「階上町公民館等図書室管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。 本案は、押印見直しによる様式改正に併せ、所要の改正を行うものでございます。第 2 条ですが、道仏公民館の土曜日の取扱い時間を「午後 3 時」としてありますが、現状に併せ「午後 5 時」に改めるものです。 説明は以上でございます。</p>

丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 8 号「階上町公民館等図書室管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 8 号「階上町公民館等図書室管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 14 議案第 9 号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは議案第 9 号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。 本案は、押印見直しによる様式改正に併せ、所要の改正を行うものでございます。第 5 条に「使用料の還付」を加えるなど、他の施設と同じような扱いに改めるものです。 説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 9 号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 9 号「階上町道仏交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 15 議案第 10 号「階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは議案第 10 号「階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。 本案は、学校長に推薦していただいている現状に併せて条文を改正するとともに、推薦書の様式を掲載するものです。 説明は以上でございます。</p>

丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 10 号「階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 10 号「階上町スポーツ賞表彰規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 16 議案第 11 号「階上町町民プール管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは議案第 11 号「階上町町民プール管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。 本案は、押印見直しによる様式の改正とともに、町民プールの休館時期について、これまで 11 月から 4 月下旬までとじていたものを 10 月から 5 月下旬までとし、開館時刻を午後 1 時から午後 9 時までとじていたものを、午後 1 時から午後 8 時 30 分までとするものでございます。現状に合わせた改正となっております。 説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第 11 号「階上町町民プール管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 11 号「階上町町民プール管理運営規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 17 議案第 12 号「階上町グラウンド照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは議案第 12 号「階上町グラウンド照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p>

丸岡教育長	<p>本案は、押印見直しによる様式の改正とともに、照明施設の使用期日について、「10月31日」までとしていたものを「11月30日」に改めるなど所要の改正をするものです。 説明は以上でございます。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第12号「階上町グラウンド照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第12号「階上町グラウンド照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18 議案第13号「階上町テニスコート条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
金見GL	<p>それでは議案第13号「階上町テニスコート条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、押印見直しによる様式の改正とともに、第3条について「休場日」から「使用期日」という表現に改め、「4月1日から11月30日まで」に改めるなど所要の改正をするものです。 説明は以上でございます。</p>
丸岡教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。 議案第13号「階上町テニスコート条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第13号「階上町テニスコート条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第19 議案第14号「階上町文化財保護条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>

<p>金見GL</p>	<p>それでは議案第 14 号「階上町文化財保護条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、押印見直しによる様式の改正とともに、字句を改めるなど所要の改正をするものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 14 号「階上町文化財保護条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 14 号「階上町文化財保護条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>金見GL</p>	<p>日程第 20 議案第 15 号「行政手続きの押印見直しに伴う関係規則の整備等に関する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>それでは議案第 15 号「行政手続きの押印見直しに伴う関係規則の整備等に関する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、押印見直しによる様式のみを改正を行う規則について一括改正を行うものです。一括で行う規則については、本日の議事日程第 20 議案第 15 号のところに記載してございます、5 つの規則です。体育館条例施行規則、文化賞表彰規則、石鉢ふれあい交流館条例施行規則、就学援助規則、金山沢水郷館条例施行規則となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 15 号「行政手続きの押印見直しに伴う関係規則の整備等に関する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第 15 号「行政手続きの押印見直しに伴う関係規則の整備等に関する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p>

<p>金見GL</p>	<p>日程第21 議案第16号「階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件及び関連がございますので、日程第22 議案第17号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を一括議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第16号「階上町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、教育委員会事務局に再任用職員が配置された場合の職名や職務について、「階上町職員再任用取扱規程」を準用することについて、追記するものとなっております。</p> <p>また、議案第17号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」も同様に追記するものとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>丸岡教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ありませんか (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。 お諮りいたします。</p> <p>議案第16号「階上町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」及び議案第17号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって議案第16号「階上町教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」及び議案第17号「階上町石鉢ふれあい交流館の組織等に関する規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>金見GL</p>	<p>日程第23 議案第18号「階上町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第18号「階上町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件をご説明致します。</p> <p>本案は、旧大蛇小学校と旧小舟渡小学校の施設について当面の間、学校開放とみなして取り扱うことができるとしておりましたが、このたび教育財産から普通財産への移管とともに、学校施設の適用を廃止するため、提案するものとなります。</p>

丸岡教育長

説明は以上でございます。

これより質疑にはいります。質疑ありませんか
(質疑なしの声あり)

「質疑なし」と認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。

議案第 18 号「階上町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件を議決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 18 号「階上町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、令和 4 年第 3 回階上町教育委員会会議の全案件を終了し閉会いたします。ご苦労さまでした。

会議終了時刻 19時15分